

14.12.19

日にてハ、此ノ件ニ對テ、附於ミテ、  
ハ、  
回答、  
ハ、

要求事項

ハ、  
本、  
十二、  
南、

藤澤 藤田 一 瀬

入 函 文 函 封 封 封

大正十四年十二月十一日

1450

財團法人協調會大阪支所

14.12.19

ハ、必要ト認ムル驛手、清掃手ニ外套ヲ貸與サレタシ  
回答、此ノ件ハ要求事項トスル程ノ重要ナモノデナイ運輸課  
長ニ申シ込メバヨイノニ、然シ該件ヲ認メル。

ハ、従業員俱樂部ヲ建設サレタシ  
回答、會社ハ大キナ俱樂部ヲ建テル事ニハ賛成スルガ今俄カ  
ニ建設スル事が出来ナイ、適當ナ場所ガアレバ建設スル。  
ハ、會則改正ノ件  
回答、會則ヲ改正スレバ朝令暮改ノ~~感~~ヲ免レナイカラ今暫ク  
待ツガヨロシイ。

ハ、定期昇給ヲ確實ニ勵行サレ度シ（確實ハ茲デハ公平ノ意味）  
回答、出來ルダケ公平ニ昇給ヲサシテヲル  
ハ、各踏切番詰所ヲ改造サレ度シ  
回答、一度ニ全踏切詰所ヲ改築スル事ハ困難デアアル、會社ハ  
現ニ改築シツ、アル詰所モアル